

茨城県公共事業再評価実施要綱

第1 目的

県土の均衡ある発展と県民生活の向上を図る上で重要な役割を果たしている公共事業の一層の効率化、重点化を図るとともに、その実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価システムを導入する。

この再評価システムは、一定期間を経過した事業を対象に情勢変化等を踏まえ再評価を行い、事業の継続にあたり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を休止又は中止するものである。

第2 対象事業

産業戦略部、土木部及び農林水産部が所管する公共事業のうち、管理に係る事業を除く全ての事業とする。

2 産業戦略部及び土木部所管事業については、次の各号に該当する事業について再評価を実施する。

ただし、河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合及び、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会が設置されている場合は再評価の手続きが行われたものとして位置づけるものとする。

(1) 事業採択後5年を経過した時点で未着工の事業とする。

なお、土地区画整理事業、市街地再開発事業については、権利変換等が実施されている場合は、「未着工の事業」とはしないものとする。

「事業採択」とは「事業費の予算化」とする。(以下同じ。)

(2) 事業採択後5年を経過した時点で継続中の事業とし、5年ごとに実施する。

(3) 事業採択前の準備・計画段階で5年を経過している事業とする。

なお、事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定若しくは変更が行われた事業については、「事業採択」の定義の「事業費の予算化」を「都市計画の決定若しくは変更が行われた時点」に読み替えることができるものとする。

また、「準備・計画段階」とは、道路・街路事業については、「着工準備費が予算化されてから事業採択に至るまでの段階」、ダム事業については、「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とする。

3 農林水産部所管事業については、次の各号に該当する事業について再評価を実施する。

(1) 森林整備事業、治山事業、水産基盤整備事業、漁港海岸事業については、原則として、事業採択後5年以上を経過した時点で未着工の事業及び事業採択後10年経過して継続中の事業とし、5年ごとに実施する。

(2) 農業農村整備事業については、原則として、事業採択後5年以上を経過した時点で未着工の事業及び事業採択後10年を経過し継続中の事業とし、5年ごとに実施する。ただし、土地改良事業の計画を変更した場合は、その時点をもって事業採択されたものと見なす。

4 前2項及び3項の各号以外の事業にあっても、社会経済情勢の急激な変

化等により、見直しの必要が生じた場合には、適宜、再評価を実施する。
なお、再評価をしようとする年度に完了する事業については、再評価は実施しないものとする。

第3 再評価の実施時期

国における年度予算の実施計画策定時までに行う。ただし、個別箇所です算内示をされる事業については、概算要求時又は政府予算案の閣議決定時までに行うものとする。

第4 評価手法

再評価は、以下の視点から総合評価する。

- (1) 事業の進捗状況及び関連事業の進捗状況
- (2) 事業を巡る社会経済情勢の変化
- (3) 事業採択時の費用対効果分析等の要因の変化
- (4) コスト縮減や代替立案等の可能性
- (5) 地元（受益者、市町村等）の意向・情勢

2 再評価に当たっては、再評価調書等による再評価を行い、要因の変化が認められた場合、詳細な評価手法による再評価を実施するなど適切な評価手法を設定して行うものとする。

第5 公共事業再評価委員会

茨城県は、再評価に当たって学識経験者等第三者から構成される「茨城県公共事業再評価委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、意見を聴くものとする。

2 委員会は、再評価調書等の提出を受け、各事業を取り巻く社会状況等を勘案して、事業主体の対応方針案を審議し、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見の具申を行うものとする。

3 委員会の組織運営に関する事項は別に定める。

第6 対応方針の決定

茨城県は、委員会から意見の具申を受けたときは、これを尊重し対応方針を決定するものとする。

第7 評価結果等の公表

評価結果、対応方針等は、結論に至った経緯、評価の根拠等とともに公表する。

付 則

この要綱は、平成10年10月 5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年 6月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年10月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年 7月13日から施行する。

付 則
この要綱は、平成14年 7月18日から施行する。

付 則
この要綱は、平成15年 7月17日から施行する。

付 則
この要綱は、平成16年 4月12日から施行する。

付 則
この要綱は、平成17年 5月27日から施行する。

付 則
この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成22年10月 1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成24年 7月30日から施行する。

付 則
この要綱は、平成30年 4月 2日から施行する。